発言通告書

発言者氏名	小林伸行
発言の会議	令和5年 9月15日 本会議
発言の種類	質 疑、一般質問、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、一問一答
答弁を求める者	教育長

【件名及び発言の要旨】

よ務教育の提供における多様な学び場の確保について

- (1) 義務教育の提供における多様性の認識について
 - ア 不登校の子どもたちをよりよい教育のために私学を選ぶ世帯の子どもたちと同列に扱うべきではない。社会が多様になり子どもたちも多様になっている時代においては、義務教育の提供方法も多様であるべきだ。不登校児童生徒を対象とした教育は、外国につながる児童生徒や発達障害・学習障害の児童生徒と同様に、一種の特別支援教育として無償で提供されるべきではないか。
- (2) 教育機会確保法への対応について
 - ア 不登校児童生徒の増加を背景に教育機会確保法が成立し、地 方公共団体の責務が定められている。2016年の法制定以降、本 市ではどのような事業が新規もしくは拡充で実施されたか。
- (3) 「学びの多様化学校」の開設について
 - ア 「学びの多様化学校」の新設には多額の建設費がかかる。そこで、幾つかの小規模校を廃校とせず、「学びの多様化学校」として転用してはどうか。不登校だけではない様々な特別支援

教育のニーズに「学びの多様化学校」によって積極的に対応することは、「誰一人取り残されない学びの保障」という文部科学省の理念に合致するはずだ。受け止めを伺う。

- (4) フリースクールのチャータースクール化について
 - ア 本市独自にチャータースクール型の助成制度を設けてはどうか。希望する民間フリースクールにはチャータースクールへ手を挙げていただき、「公の支配」に属する団体として運営費を助成すれば憲法第89条の問題もなくなり、より安定的な運営で教育に臨んでいただける。要するに、フリースクールを財政的に支援してはどうかとの提案だ。お考えを伺う。
- (5) 夜間中学について
 - ア 世の中には、様々な理由で学べなかった人がいる。義務教育 を修められなかった人々に学び直しの機会を提供するのは行 政の責務だ。文部科学省も設置を奨励している夜間中学を、本 市も提供すべきではないか。

2 小中学校教育にかかる家計の負担額について

- (I) 保護者負担の全体像について、児童生徒 I 人当たりどの程度 の保護者負担を要するものなのか。何かしらの教育委員会が想 定している額を答えられたい。
- (2) 租税法律主義との関係について、教育にかかる保護者負担は 何を根拠に徴収しているのか。

3 小中学校教育にかかる家計負担の軽減策について

- (1) 教材・副教材費の無償化について
 - ア 教科書は無償だが、理科や図工、技術・家庭科で用いる実験・ 工作キットなどは有料だ。これらの教材・副教材は任意性がないため、公費負担で無償化すべきではないか。
- (2) 教育に用いる器材の個人購入制の廃止について

- ア 教育に用いる器材として書道セットや画材セット、リコーダー、ピアニカなどがあり、持っていなければ有料で買わなければならない。個人購入ではなく学校に配備しておけば、資源消費も少なく保護者負担もないはずだ。教育に用いる器材の個人購入制を廃止できない理由があるならば答えられたい。
- (3) 修学旅行、学習旅行、遠足の妥当性と費用負担について
 - ア 修学旅行、学習旅行、遠足も大きな負担だが、「お金がかかるからといって、うちの子だけ参加させないのはかわいそう」と思うのが親心だ。選択の余地は、事実上ない。学校行事の旅行等は、内容や手法を見直して費用を大幅に圧縮するか、どうしても費用をかける必要があるのであれば、公教育である以上、公費負担で無償化すべきではないか。

(4) 制服について

- ア 標準服は学校ごとの価格差が大きい。本市では学校選択制が 廃止され、学校を選べないのに学校ごとに大きく価格が異なる のは不公平だ。スカート型一式で見ると最高額の鷹取中と最低 額の野比中では | 万 9,000 円以上の価格差がある。この価格差 に保護者の納得は得られると考えるか。
- イ 公正取引委員会が 2017 年に「公立中学校における制服の取 引実態に関する調査報告書」をまとめていた。本市では同報告 書を受けて何か対策はしてきたか。
- ウ 同報告書によると、定期的に入札や見積り合わせを行った学校は、行っていない学校に比べ男女のブレザーで平均 5,000 円も安く抑えることができているとのこと。ところが本市では、標準服については 23 校中 10 校が書類保存期間である 6 年以内に選定を行っていなかった。ジャージについては、23 校中 21校が 6 年以内に選定を行っていない。公正取引委員会の懸念に応え、3 年ごとなど定期的に選定を行うよう教育委員会から各学校に指導すべきではないか。
- エ 同報告書によると、同一市内で仕様の共通化を行っている自 治体の平均販売価格は、行っていない自治体よりも、男女のブ レザーで平均8,000円以上も安くなっているとのこと。本市の 標準服は全国平均よりも大分高額であり、学校間の格差も大き

いため、すぐさま共通化を採用すべきではないか。

- オ より抜本的な価格低減策は、標準服とジャージの2種類ある制服を I 種類に統合することだ。第一の方向性は、標準服への一本化だ。体操服をジャージではなく、銘々でよいこととする。第二の方向性は、ジャージへの一本化だ。標準服を廃止する。教育長は、どちらの方向性を校長に指導するのか。いずれも採用しないならば、その合理的な理由を答えられたい。
- カ 標準服の着用機会が少ないほうだと思われる一校を取り上 げ、3年間の出席日数のうち何日程度だったかを答えられたい。

4 中学校部活動の今後の出口戦略について

(1) 資料照会により中学校部活動の部員数情報を入手し分析した。こうしたエビデンスを基に先読みすれば、時間がたつごとに部活動の選択肢は減っていき、選択肢を維持すべく教師の負担は増えていく。もはや合同チームにするか、地域移行してクラブチームにしなければ、維持できないと思われる。いつ、どのような具体策を講じるのか、今後の計画を伺う。